



会員のみなさまへのお知らせ

2022.3.5

京都府「まん延防止等重点措置協力金（延長分）」（京都府全域：3月7日～3月21日実施分）について（情報提供）

令和4年1月27日から実施されている「京都府まん延防止等重点措置」に伴う飲食店等への営業時間短縮等の要請期間が3月21日まで延長されました。これに伴い、要請に応じた飲食店等に対する協力金についても、対象期間が延長されますのでお知らせします。

《延長分の協力金の概要（抜粋）》

- 1 要請期間 令和4年3月7日～3月21日
- 2 対象施設 **【飲食店】**飲食店、喫茶店等
【遊興施設】接待を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗
- 3 要請内容
【京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の認証店（以下、「認証店」という。）以外の店舗】
 - 営業時間 5時から20時まで
 - 酒類提供 酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。以下同じ）を行わない**【京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の認証店（以下、「認証店」という。）】**
 - 営業時間 5時から21時まで
 - 酒類提供 酒類提供は、11時から20時30分まで
 - ※認証店以外の店舗と同様の措置を行うことも可
- 4 支給額 事業規模（売上高等）に応じて、2.5万円～
- 5 申請方法 詳細は別途通知
- 6 営業にあたっての要請内容
 - ・感染防止のための業種別ガイドライン等を遵守すること
 - ・同一グループの同一テーブル4人以下とすること
 - ただし、認証店においては、対象者全員検査を実施し陰性を確認した場合は5人以上も可
- 7 その他

詳細は、下記の京都府WEBサイトをご覧ください。

○協力金について

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin21.html>



○京都府まん延防止等重点措置等について

https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_220125taiou.html



《問い合わせ先》

○協力金に関すること

協力金コールセンター TEL：075-365-7780 月曜日から土曜日の9時30分から17時30分

○まん延防止等重点措置等に関すること

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター

TEL：075-414-5907 月曜日から金曜日の9時から17時



ご登録ください！会員向け公式LINE

各種情報の中から、観光事業者向けの情報を選び、タイムリーにお届けします。
3月4日現在の登録者数は139名です。
ぜひご登録ください。



発行：京丹後市観光公社

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社
海の京都 DMO 京丹後地域本部

〒629-3101 京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後 1F

TEL：0772-72-6070 FAX：0772-72-0822

Mail：info@kyotango.gr.jp